

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年4月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300246号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400005号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年7月5日から令和5年1月6日に訂正し、令和4年7月及び同年8月の標準報酬月額を11万8,000円、令和4年9月から同年12月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

令和4年7月5日から令和5年1月6日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年7月5日から令和5年1月6日まで

令和4年4月5日にA社に入社し、令和5年1月5日に退職した。その後、事業主により厚生年金保険の被保険者資格を取り消されたことを知った。

そのため、厚生年金保険の資格について、日本年金機構理事長(年金事務所長)に対して確認の請求をしたところ、年金事務所の調査により、資格取得年月日は令和4年4月5日、資格喪失年月日は令和4年7月5日と確認され、記録された。

しかし、年金事務所の調査の際に事業主が提出したとする令和4年7月5日付けの雇用契約書は見たことがない書類である上、私が所持している給与明細書によると、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格は、オンライン記録によると、当初、令和4年4月27日の処理により、令和4年4月5日取得として記録され、請求者が同社を退職した令和5年1月5日の後の令和5年1月23日の処理により当該資格取得が取り消されていることが確認できるところ、請求者は、被保険

者資格の取消しについて、事業主から知らされていなかった旨陳述している。

その後、請求者は、令和5年4月14日付け厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書により、日本年金機構理事長（年金事務所長）に対し、確認請求を行ったことから、年金事務所による事業所調査が行われ、その結果、令和5年5月15日付け厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認（処分）通知書において請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格は、令和4年4月5日取得、令和4年7月5日喪失と確認され、現在の記録となっている。

一方、日本年金機構は、厚生年金保険の被保険者資格の取得基準を事後において判断する場合には、まず、雇用契約書により1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される常時雇用者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）であるか否かを確認し、4分の3基準を満たしていないときには、勤務実態についても併せて確認し判断することとなる旨回答している。

また、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認における資格取得年月日及び資格喪失年月日の理由について、日本年金機構は、当厚生局に対し、令和4年4月5日付けの雇用契約書によると、当該雇用契約書の雇用期間である令和4年4月5日から同年7月4日までの期間において請求者が4分の3基準を満たす労働条件であることが認められるものの、事業主から提出された令和4年7月5日付けの雇用契約書によると、請求者が4分の3基準を満たす労働条件であったことが認められない上、事業主から提出された出勤簿からも請求者が4分の3基準を満たす勤務実態でないと判断した旨回答している。

しかしながら、請求者は、令和4年7月5日付けの雇用契約書を見たことがなく、労働条件について明示されていなかった旨主張しており、i) 当該雇用契約書には請求者の署名及び押印がないことが確認できること、ii) 請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳によると、請求期間に係る厚生年金保険料が毎月給与から控除されていることが確認できること、iii) オンライン記録によると、請求者は、令和4年7月に健康保険証を返還していないことが確認できること、iv) また、オンライン記録によると、事業主は、日本年金機構に対して、請求者の被保険者資格喪失年月日を令和4年7月5日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出していないこと（年金事務所による事業所調査の後である令和5年5月31日に提出している。）が確認できること、v) 日本年金機構が保管する令和4年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、当該届を令和4年7月29日に提出していることから、請求者が主張しているとおおり、請求期間における労働条件が請求者に明示されていたとは考え難い。

また、日本年金機構は、機構本部の見解として、上記i) からv) までの状況を踏まえると、請求期間に係る労働条件が請求者に明示されていないと判断されることから、従前の令和4年4月5日付けの雇用契約書に記載されている労働条件が継続していると考えられ、請求者は、請求期間において4分の3基準を満たしていたと認めることが妥当である旨回答している。

これらのことから、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を有していたと認められ、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を雇用保険の記録における離職年月日の翌日である令和5年1月6日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により認められる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額から、令和4年7月及び同年8月は11万8,000円、令和4年9月から同年12月までは12万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300321号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400006号

第1 結論

昭和60年5月23日から同年12月21日までの期間、昭和61年12月1日から平成元年4月28日までの期間、平成元年5月21日から平成4年2月20日までの期間及び平成5年7月21日から平成9年6月21日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年5月23日から同年12月21日まで
② 昭和61年12月1日から平成元年4月28日まで
③ 平成元年5月21日から平成4年2月20日まで
④ 平成5年7月21日から平成9年6月21日まで

請求期間①から④までについて、A社の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く記録されている。給与は歩合給だったため毎月変動があったが、少なくとも手取りで20万円以上はあったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社は、商業登記簿謄本によると、平成27年12月*日に解散しており、オンライン記録によると、平成15年10月15日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社が適用事業所でなくなったときの事業主は、請求期間当時のことは関知しておらず不明である旨回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

さらに、請求者はA社に係る給与明細書等の資料を所持していない上、同僚からも請求者の主張を裏付ける回答等は得られないことから、請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。